

美しい風景、おいしい水、住みよい町

東川町での企業立地・増設投資・起業を応援します



「産業振興支援条例」は「企業等の立地及び起業化の促進並びに投資促進を行い、本町産業の活力向上を図ること」としており、具体的に費用の助成や固定資産税の減免等の支援を行ないます。

問合せ先
東川町産業振興課商工観光振興室
TEL0166-82-2111(内133)

◎産業振興支援制度（条例要旨）

	企業等の立地 (新たに町内に事業開始)	企業等の増設 (町内企業等の新たな投資)	新規起業者への支援 (新たに町内に起業)
対象	町内に事業場を有しない企業等が指定事業場に掲げる業を開始する場合	町内に事業場を有する企業等が新たに投資する場合	企業等が新たに投資し、町内にて指定事業場に掲げる業を開始する場合
要件	企業等の投資した額が3,000万円以上で従業員が5人以上(うち地元雇用が20%以上)の場合	法人：投資した額が3,000万円以上の場合 個人：投資した額が1,000万円以上の場合	東川町内で新たに起業又は、新規分野の事業を行った場合(対象事業で起業して1年以内) ※立地・増設による固定資産税の減免支援との重複はできません
支援内容	<p>《立地・増設支援(固定資産税減額)》</p> <p>① 東川町税条例の規定にかかわらず、事業場取得後、事業開始により初めて固定資産税を賦課される年度から3年度分については固定資産税の税率を100分の0.7とし、その後2年度分については100分の1.05とする。ただし、不均一課税による1年度分の固定資産税額が1,000万円を超える場合は、本来の固定資産税額から1,000万円を控除した額を賦課するものとする。</p> <p>② 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)第14条又は第16条に基づく計画の承認を受けた場合は、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について、東川町税条例の規定にかかわらず固定資産税を賦課される年度から3年度分については課税免除し、その後2年度分については、固定資産税の税率を100分の1.05とする。ただし、家屋のうち事務所部分並びに償却資産のうち機械及び装置等に対して課する固定資産税については、①の支援内容に準じるものとする。</p> <p>《緑化支援(補助金)》 花木、芝等で植栽するなどの緑化整備費の3分の1以内上限100万円を補助することができる。</p>		土地、家屋、設備等の固定資産の取得及び改修等に要した費用の3分の1以内を補助 1事業者1,000千円上限
条件	<p>* 東川の風景を守り育てる条例に適合していること</p> <p>* 補助対象物件の処分制限期間は5年間とする</p> <p>* 国費等補助金は投資額から除く</p> <p>* 償却資産は地方税法に基づく</p> <p>* 東川町商工会に加入していること(未加入の場合は、加入に係る同意書をいただきます)</p> <p>* 土地は取得後5年以内とする(立地、増設のみ)</p> <p>* 家屋は居住以外</p>		

《用語》

企業とは：会社法に規定する会社、農地法に規定する農業生産法人、特定営利活動促進法に規定するNPO法人と個人

投資とは：地方税法に規定する固定資産とする(農業・林業に供する田・畑・山林は除く)

別表 事業場の範囲

大分類	中分類
農業、林業	中分類に掲げるすべての農業、林業
建設業	中分類に掲げるすべての建設業
製造業	中分類に掲げるすべての製造業
情報通信業	中分類に掲げるすべての情報通信業
運輸業、郵便業	中分類に掲げるすべての運輸業、郵便業
卸売業、小売業	中分類に掲げるすべての卸売業、小売業
金融業、保険業	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関を除く中分類に掲げるすべての金融業、保険業
不動産業、物品賃貸業	中分類に掲げるすべての不動産業、物品賃貸業
学術研究、専門・技術サービス業	中分類に掲げるすべての学術研究、専門・技術サービス業
宿泊業、飲食サービス業	中分類に掲げるすべての宿泊業、飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業	中分類に掲げるすべての生活関連サービス業、娯楽業
医療、福祉	医療業、社会保険・社会福祉・介護事業
教育、学習支援業	中分類に掲げるすべての教育、学習支援業
サービス業(他に分類されないもの)	自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業

